

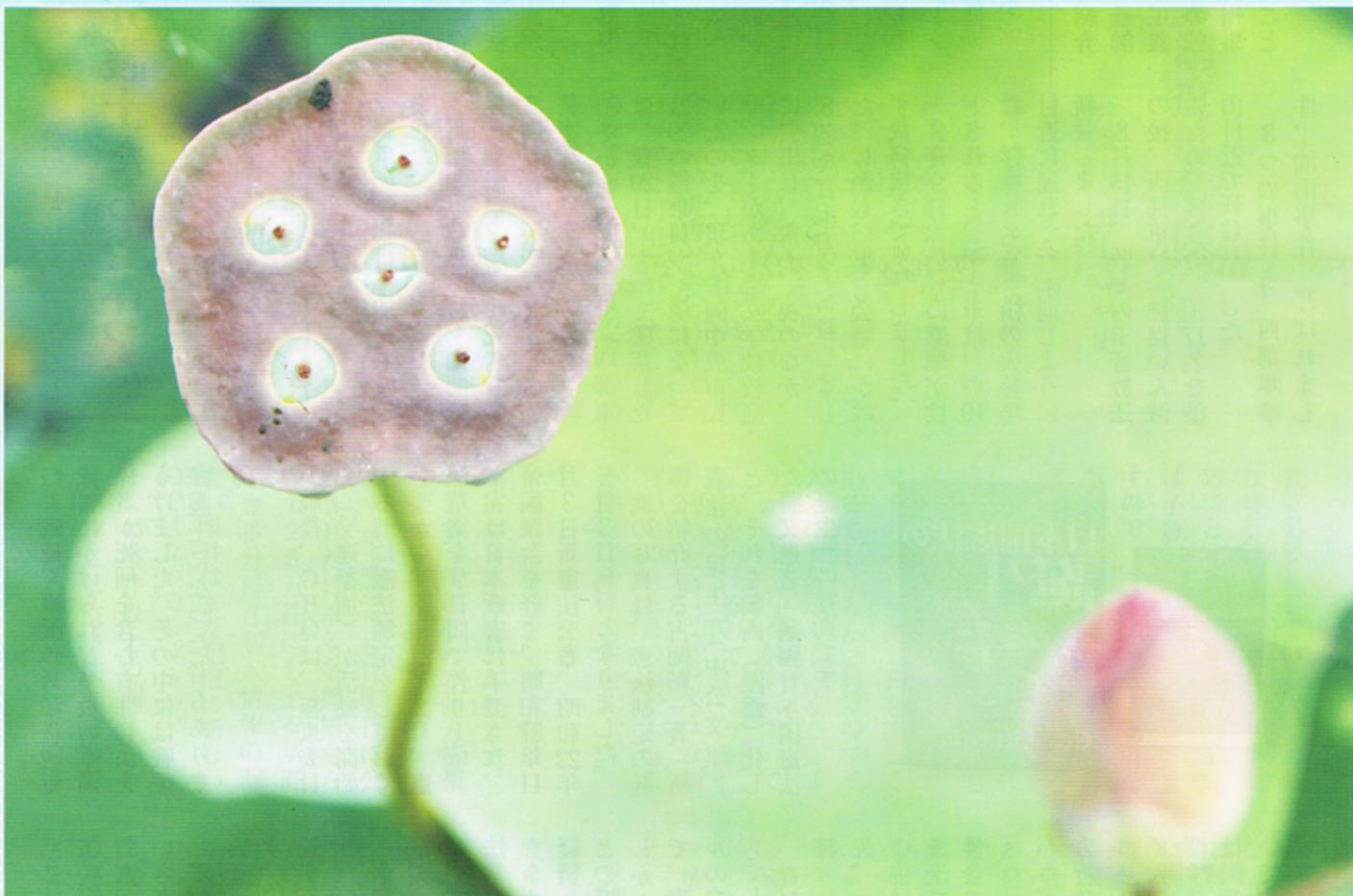
生かそう憲法  
くらしと政治に

# あおぞら

2016年 12月1日

Vol.49

発行  
あおぞら法律事務所  
〒810-0041 福岡市中央区大名2丁目7番11号  
TEL 092-721-1425 FAX 092-721-1498



「蓮の実坊主」

photo 前田 豊

福岡県朝倉市の蓮田の蓮の実です。  
蓮の実は気持ちが悪いという人もいますが、こうして  
みると、結構ひょうきんで面白いでしょ。

## あおぞら法律事務所

- 弁護士 前田 豊
- 弁護士 小宮 和彦
- 弁護士 中村 伸子
- 弁護士 井上 敦史

## 近況報告



連の理事長のときは先輩を表彰する立場でしたが、今度は受ける立場になり、妙な表情です。

弁護士 前田 豊

今年、弁護士生活40年で表彰を受けました。6年前、九弁



現在も活動の中心はB型肝炎訴訟です。基本合意締結により救済が開始されてから5年が経過し、提訴者は全国で2万人、九州で3000人を超えました。しかし全国には40万人を超える被害者がいます。まだまだ道半ばです。

弁護士 小宮 和彦



このお題が決まったのは確か夏……  
あのころはこれを書こうと思ってたけど、今の季節は……ということ、時の経過がだんだん早く感じるようになって来たなあと感じている今日この頃でした!!

弁護士 井上 敦史



先日、大分県の熊野磨崖仏に行ってみました。汗をかきながら上がった先に、優しいお顔の仏様がいらして、心が洗われるようでした。

弁護士 中村 伸子



### 橋本 絵美

法事で数年ぶりに再会した従妹5人でLINEのグループを作りました。何かの連絡用にとの軽い気持ちでしたが、それから毎日のように、日常の何気ない出来事から悩み相談まで会話が弾んでいます。

佐藤 亨恵 1年間に何冊くらい本を読んでいるのか気になって、今年は読書日記を付けています。思ったより数が増えず、年末にむけてラストスパート!と読みまくっていますが、あれ?これでは正確な統計は取れないような…?

### 森 礼子

5歳になった息子が、カタカナの読み書き(彼の中では、お勉強。)に挑戦しています。週一でお泊りに行くおばあちゃん(義母)の家で、ひらがなも練習しました。今は、書けるようになることが楽しくて、集中力が切れるまで何度も「お勉強」をしています。義母は練習のためものだと喜び、我が母(実母)は、やらなければならない時期に勉強しないのではないかと心配しています。

# GHQの若き弁護士たちが作った 憲法草案

弁護士 前田 豊

憲法前文には「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ころうとしないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。」という一節があります。

第二次世界大戦は1939年、ドイツ軍がポーランドへ侵攻したとき始まったとされます。しかし「第二次大戦への道は徐々に始まった。最初の銃声は1931年、急速に工業化し軍事力を強化した日本が満州事変を引き起こした時だ。」（オリバー・ストーン監督「オリバー・ストーン」が語るもう一つのアメリカ史）という説があります。

前回の「あおぞら」で紹介した陸軍の「統帥参考・統帥綱領」が明治憲法の立憲主義を無視し、天皇の統帥権の独立」を旗印に、軍部が満州事変・日中事変を起こしたことを忘れてはなりません。

戦争の惨禍は福岡にも及びました。

昭和20年6月19日、福岡は無差別爆撃を受け、死者902名、行方不明者244名の被害を受けました。

その報復のため、西部軍は、翌20日、かねて墜落したB29の搭乗員が俘虜になっていたのを、現在福岡中央市民センターがある旧女学校校庭に引出し、衆人環視のなか、8名を日本刀で斬殺しました。しかも、軍律会議にかけず裁判抜きで処刑しました。

8月9日、長崎に原爆が投下されると、西部軍は、翌10日、俘虜8名を油山の火葬場付近に連れて行き同じように斬殺しました。

8月15日、敗戦の玉音放送の後、西部軍は、証拠いん滅のため、残りの16、17名を油山付近で斬殺しました。3つの事件は、西部軍事件、油山事件と呼ばれます。

戦後、横浜のBC級戦犯裁判にかけられ、多数の軍関係者が死刑を含む有罪判決を受けました。その中には戦後弁護士になった者もありました。

戦後、GHQは、極東委員会（ソ連参加）が活動を開始する前に憲法制定をしておく必要から、昭和21年2月、憲法草案を9日間で作り上げ、草案は日本政府に手渡され、帝国議会を経て、昭和21年11月3日新憲法公布、昭和22年5月3日施行となりました。

次の写真は、憲法制定の経緯を紹介する古関彰一著「新憲法の誕生」（中公文庫）と、それを劇画（漫画）化した勝又進著「劇画日本国憲法の誕生」の写真です。



私は勝又進「劇画日本国憲法の誕生」をお勧めします。劇画で、日本国憲法の誕生のいきさつをわかりやすく紹介しています。肩もこらず、すらすらと読むことができ、内容も古関彰一教授が絶賛するべきです。

草案を作ったのはGHQの軍人たちと思われがちですが、軍人は軍人でも、本業は法学博士・弁護士であり、ジャーナリスト、理学・経営・経済・政治・医師・民族学などの博士や学者たちでした。しかも、ほとんどが40才代で、青年時代にニューディールの自由主義を経験した人たちでした。

責任者のホイットニー准将、統括者のケーデイス中佐、ハッシー中佐、ラウエル中佐は、みんな法学博士で弁護士です。立法権に関する委員会のヘイズ中佐は弁護士、スウォープ中佐は下院議員、ハウギ中尉は新聞編集長、地方行政に関する委員会のティルトン少佐は理学博士でハーバード大学等の大学教授、人権に関する委員会のロウスト中佐は医師で民族学者というぐあいです。有名なシロタ女史はピアニストの娘で日本に居住

した経験があり6カ国語をあやつり、女性の権利を書きました。

この本を読むと、草案起草の中心は若き法学博士で弁護士であったことがわかります。憲法のエッセンスを理解した人が、9日間の短期集中で、世界の憲法のすぐれた部分を縦糸にし、戦争の惨禍を繰り返さない決意を横糸にして、日本国憲法草案を作り上げたのです。その過程で、明治の自由民権の思想を反映した鈴木安蔵・高野岩三郎らの憲法研究会案を高く評価したのです。

「劇画日本国憲法」は高文研から購入できますが、私は、3冊、同じものを持っていただきます。ご希望の方はお申し込み下さい。近ければ貸出ができます。

なお、「新憲法の誕生」（中公文庫）のカバー画は、私の諫早高校の同級生の画家、吉永裕氏の作です。ただ、残念なことに、改訂版が出たため絶版で、現在は同じ古関彰一教授の「日本国憲法の誕生」（岩波文庫）になっています。こちらはカバー画がありません。

## マイナンバー制度は危険!!

弁護士 井上敦史

今年1月から、いわゆるマイナンバー制度がついに運用されることとなりました。

マイナンバーとは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第2条第5項に定める個人番号のことであり、住民基本台帳に記録されている日本人住民と外国人住民の全員に対して指定さ

れる、重複しない12桁の番号のことです。法人にも13桁の法人番号が指定されます。

このマイナンバー制度は、法律の名称からも明らかかなように「行政手続」のためのものです。そして、現在は、税、社会保障、災害対策という3つの分野で利用されています。ちなみに、この利用分野は、将来、民間でも利用可能な広範な分野まで拡大されること

が予定されています。なぜ、この3つの分野で利用されることになったかという点、まず、税については、マイナンバー制度によって正確な所得を把握するためです。

しかし、マイナンバー制度を導入しても、全ての取引や所得を把握することはできません。これは制度を定めた国自身も認めています。次に、社会保障については、

真に必要としている人に必要な社会保障の給付をするためにということですが、結局は予算の問題に行き着きますので、マイナンバー制度を導入しても社会保障給付は充実しません。

最後に、災害対策については、何ら意味をもちません。地震等の災害が生じた際、誰がマイナンバーカードを持って出るのでしょいか。自分のマイナンバーを覚えていていしょいか。マイナンバーによって災害を防げるのでしょうか。何のためにこのような制度が定められたのか、本当に不思議でたまりません。

逆に、マイナンバー制度には色々な危険性があります。まず、それぞれの個人情報情報が漏れいする危険性があります。平成27年6月1日に公表された日本年金機構からの125万件にも上る基礎年金番号付き個人情報漏えい事件はまだ記憶に新しいのではないのでしょうか。

この事件以上の漏えい事件が起こる危険性を含んでいます。そして、一度個人情報

が漏れいしてしまうと、高度な情報化社会となった現在においては、個人情報の削除は極めて難しく、被害は甚大なものとなります。

次に、漏えいした個人情報を含ませていくことで、他人が違う人に成りすますこともできるようになります。次に、国家・行政機関に国民の情報が一元化されることにより、監視国家となる危険性があります。そうなるとは、表現の自由が侵害されることとなり、民主主義の基盤が破壊されることにもなりま

す。実際、アメリカや韓国においても、大量の情報漏えいや、成りすましなど、番号制の弊害が大きな社会的問題となっている国家もすでに存在します。

このような危険性を含んでいるにもかかわらず、また、目的に合った制度でないにもかかわらず、運用が始まってしまいました。

巷では、マイナンバー制度の運用について、間違った違法な運用をしているところも

あるそうです。

例えば、会社にマイナンバーを提供しないと採用しないとか、給料を払わないとか・・・

やはり、制度の仕組みや必要性について詰め切れておらず、制度の運用を始めたことは勇み足であるように感じます。

このようなマイナンバー制度の問題点を捉えて、昨年12月、マイナンバーの収集、利用の停止、削除などを求めるマイナンバー違憲訴訟が東京、仙台、新潟、金沢、大阪の5つの地方裁判所に提訴されました。

今年の3月には、福岡、名古屋、横浜でも、マイナンバー違憲訴訟が提訴され、全国で合計500名以上の方が訴訟に加わっております。

まだまだ裁判は続いています。ですので、興味を持たれた方、周りに興味を持たれた方、周りの方から是非ご連絡いただければと思います。

以上



福岡でのマイナンバー違憲訴訟記者会見